

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 5 月18日

【会社名】 株式会社ヤマノホールディングス

【英訳名】 YAMANO HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 山野 義友

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 岡田 充弘

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 岡田 充弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該事象の発生年月日

2026年5月15日（取締役会決議日）

(2)当該事象の内容

1．（連結）特別損失の計上

(1) 固定資産の減損処理

当社グループが保有する一部の固定資産（営業用資産及び無形資産）について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来の回収可能性を検討した結果、第3四半期までの計上額を含め、店舗等に係る固定資産の減損損失を特別損失に計上いたしました。

2．（連結）繰延税金資産の取崩し

2026年3月期の実績及び今後の業績動向を総合的に勘案し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産を取崩し、連結決算において法人税等調整額を計上いたしました。

3．（個別）特別利益及び特別損失の計上

(1) 関係会社の吸収合併に伴う抱合せ株式消滅差益の計上（個別）

連結子会社の株式会社ヤマノプラスについて、2025年10月1日付で当社が吸収合併したことに伴い、個別決算において抱合せ株式消滅差益を特別利益に計上いたしました。

なお、当該抱合せ株式消滅差益は連結決算上消去されるため、連結実績への影響はありません。

(2) 関係会社に対する貸倒引当金繰入額の計上（個別）

連結子会社の株式会社OLD FLIPに対する長期貸付金につきましては、同社の財政状態を踏まえ、個別決算において貸倒引当金繰入額を特別損失に計上いたしました。

なお、当該貸倒引当金繰入額は連結決算上消去されるため、連結実績への影響はありません。

4．業績に与える影響

当該事象の発生により、2026年3月期連結決算および個別決算において、下記のとおり特別利益、特別損失および法人税等調整額として計上いたしました。

（連結）	減損損失（特別損失）	32百万円
	法人税等調整額	11百万円
（個別）	抱合せ株式消滅差益（特別利益）	33百万円
	減損損失（特別損失）	17百万円

以 上